

公益法人制度改革に伴う「役員選挙規程」及び「選挙要領」の一部改正（案）について

2025年4月の公益法人制度改革により、公益法人には自律的ガバナンスの充実、透明性の向上が求められることとなった。その中で、今回、外部理事、外部監事の選任が公益認定の基準となった。

当協会では定款の改正は必要ないが、外部理事の選任にあたり、「公益社団法人神奈川県病院協会役員選挙規程」及び「公益社団法人神奈川県病院協会選挙要領」を一部改正する必要がある。（外部監事の選任は既に定め有）

主な改正点

役員選挙規程

- ・外部理事の選任と定員を定める（第7条に第4項を追加）
- ・外部理事は会長推薦とすることを定める（第11条に追加）

選挙要領

- ・外部理事の推薦状と承諾書の様式を定める（第7条に追加）

参 考

○定款（抄）

（役員の設定）

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- （1） 理事 35名以上50名以内
- （2） 監事 3名以内

（役員の選任）

第23条 理事及び監事は総会の決議によって選任する。理事及び監事の候補者の選任については、理事会において別に定める。

以下、省略

役員数 理事45名 / 監事3名（2023年6月21日時点 ※前回改選時）

公益社団法人神奈川県病院協会役員選挙規程（一部改正案）

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人神奈川県病院協会定款第23条に規定する役員候補者の選任について定める。

（役員候補者の選任方法）

第2条 役員候補者の選任は、選挙による。

（選挙管理委員会の設置）

第3条 役員選挙を管理するために選挙管理委員会（以下「選管委」という。）を設置する。

2 選管委は選挙公示、立候補者及び推薦の受付、投票・開票の管理及び当選人の決定その他役員選挙に必要な事務の管理を行う。

3 選管委事務局は、公益社団法人神奈川県病院協会事務局内に置く。

（選管委の委員構成等）

第4条 委員は正会員の中から、地区の推薦に基づき理事会の承認を経て会長が任命する。

2 選管委は5名の委員を持って構成し、委員長及び副委員長は委員の互選とする。

3 選管委委員の任期は、定款第26条（役員の任期）の規定を準用する。

（選挙人名簿の作成）

第5条 選管委は、選挙公示日の属する月の1日現在登録の正会員により選挙人名簿を作成する。

（被選挙権等）

第6条 正会員は、役員の被選挙権及び選挙権を有する。

（理事候補者の定員等）

第7条 理事候補者の定員区分は、地区と全県に分ける。候補者の数は理事会で定めることができる。

2 地区の候補者の定員は、地区毎に正会員10名までは1名とし、10名又はその端数を増す毎に1名を加えた数とする。地区の区分は別表に定める。

3 全県の候補者の定員区分は、医師会枠及び大学枠は各2名以内、県立病院枠及び市立病院枠は各1名とし、調整枠は理事会が必要に応じて定める。

4 前項の定員区分と別に外部理事を選任する。外部理事の候補者の定員は1名以上とする。

（監事候補者の定員等）

第8条 正会員による監事（以下「監事」という。）の候補者の定員は2名以内とする。

2 外部監事の候補者の定員は1名とする。

（選挙期日等の公示）

第9条 理事及び監事の任期満了による選挙は、その任期の終わる年の定時総会の日前15

日以上30日以内に行う。

- 2 選管委は、選挙期日、立候補及び推薦の受付締切日、第7条に規定する理事候補者の定員、第8条に規定する監事候補者の定員、関係書類等を選挙期日の15日前までに公示しなければならない。

(理事及び監事の立候補並びに推薦)

- 第10条 理事及び監事に立候補しようとする者は、選挙期日の公示があった日から15日以内に氏名を明記した立候補届を選管委に提出しなければならない。
- 2 理事及び監事を推薦する場合は、正会員2名以上の連名による推薦を必要とし、本人の承諾書を添えて前項の期日内に推薦状を選管委に提出しなければならない。

(外部理事・外部監事の推薦)

- 第11条 **第7条第4項に規定する外部理事及び第8条第2項に規定する外部監事**は、会長の推薦状を必要とし、候補者本人の承諾書を添えて、選管委に提出しなければならない。選管委は候補者について理事会に報告する。

(立候補届並びに推薦状等の様式)

- 第12条 立候補届、推薦状及び承諾書の様式は、別に規程する選挙要領に定める。

(候補辞退及び推薦取下)

- 第13条 候補者は、選挙期日までに、候補辞退届を選管委に提出し、候補を辞することができる。
- 2 推薦者は、候補者の承諾を得て、推薦取下届を選管委に提出し、推薦を取り下げることができる。
 - 3 届出の様式は、選挙要領に定める

(投票)

- 第14条 理事及び監事の候補者の数が定員を超える区分のあるときは、その超える地区及び区分において正会員で投票を行う。

(投票立会人)

- 第15条 選管委委員長は、投票立会人3名を指名し、投票及び開票に立ち合わせなければならない。

(投票方法及び様式)

- 第16条 投票方法は選挙すべき役員候補者の定員に応じ、単記投票又は連記投票とする。
- 2 投票は無記名投票とする。
 - 3 委任状による投票は認めない。
 - 4 投票用紙の様式は別に定める。

(無効投票)

- 第17条 次の投票は無効とする。
- (1) 正規の用紙を用いないもの
 - (2) 候補者でない者の氏名を記載したもの

(3) 候補者の氏名を確認できないもの

(4) 単記投票においては、1 投票中に 2 名以上の候補者の氏名を記載したもの

(5) 連記投票においては、定められた数を超える数又は満たない数の候補者の氏名を記載したもの

(投票箱の閉鎖)

第 18 条 投票立会人は投票が終わったときは、投票箱の閉鎖を宣告する。宣告があった後は投票することができない。

(開票)

第 19 条 投票立会人は投票を点検し、直ちに結果を選管委委員長に報告しなければならない。

(当選人の決定)

第 20 条 有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。

2 得票数が同じであるときは、投票立会人がくじにより当選人を定める。

3 当選人の氏名及び得票数等必要な事項は、選管委委員長が理事会に報告する。

(無投票当選)

第 21 条 候補者の数が定員を超えないときは、理事会の議決により、投票を行わないで候補者をもって当選人とすることができる。

(改廃)

第 22 条 この規程の改廃は、理事会において決定する。

附 則

1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 昭和 49 年 3 月 1 日に制定した社団法人神奈川県病院協会役員選任規程は、廃止する。

附 則

1 この規程は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和 3 年 1 月 20 日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和 7 年 3 月 5 日から施行する。

公益社団法人神奈川県病院協会選挙要領（一部改正案）

（趣 旨）

第1条 公益社団法人神奈川県病院協会役員選挙規程第12条に規定する選挙要領について定める。

（理事及び監事の立候補者届並びに推薦状等の様式）

第2条 選挙規程第12条に規定する理事及び監事の立候補届、推薦状及び承諾書は次のとおりとする。

（1）立候補届

- ア 地区理事（様式1）
- イ 全県理事（様式2）
- ウ 監事（様式3）

（2）推薦状

- ア 地区理事（様式4）
- イ 全県理事（様式5）
- ウ 監事（様式6）

（3）承諾書

- ア 地区理事（様式7）
- イ 全県理事（様式8）
- ウ 監事（様式9）

（届け出）

第3条 前条に規定する用紙に必要事項を自署のうえ、選挙管理委員会が定めた期日内に届け出るものとする。

（推薦の制限）

第4条 正会員が候補者を推薦する場合は、理事、監事それぞれ1名に限る。

（候補辞退届及び推薦取下届の様式）

第5条 選挙規程第13条に規定する推薦取下届及び候補辞退届の様式は、次のとおりとする。

- （1）候補辞退届（様式10）
- （2）推薦取下届（様式11）

（投票用紙の様式）

第6条 選挙規程第16条に規定する投票用紙の様式は、次のとおりとする。

- （1）理事選出投票用紙（様式12）
- （2）監事選出投票用紙（様式13）

（外部理事及び外部監事の推薦状及び承諾書の様式）

第7条 選挙規程第11条に規定する**外部理事及び外部監事**の推薦状及び承諾書の様式は、次のとおりとする。

- （1）推薦状（様式14）
- （2）承諾書（様式15）

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 昭和49年3月1日に制定した選挙要領は、廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年1月20日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年3月5日から施行する。**

2025年4月から 「公益法人制度」が変わります

- ☑ 財務規律の柔軟化・明確化（収支相償・遊休財産規制が変わります）
- ☑ 行政手続の簡素化・合理化（収益事業等の変更は届出で可能に）
- ☑ 自律的ガバナンスの充実、透明性向上（外部理事・監事の導入）

新制度の概要

自律的ガバナンスの充実③(外部理事・外部監事)		
改正概要		
法人運営が内輪の者だけで行われることによる法人の私物化を防止し、理事会運営の活性化等を図る観点から、理事及び監事に法人外部の人材を選任することを公益認定の基準とする。【改正法第5条第15号・第16号】		
	外部理事	外部監事
認定基準	理事の1人以上が外部理事に該当	監事の1人以上が外部監事に該当
外部性の要件 (次の全てを満たす者)	当該法人・子法人の 業務執行理事・使用人でない者	当該法人・子法人の 理事・使用人でない者
	過去10年間当該法人・子法人の 業務執行理事・使用人でなかった者	過去10年間当該法人・子法人の 理事・使用人でなかった者
	【公益社団法人の場合】 その社員でない者 社員が法人の場合、その役員・使用人でない者	
	【公益財団法人の場合】 その設立者でない者 設立者が法人の場合、その法人・子法人の役員・使用人でない者	
適用除外	小規模法人除外 収益：3,000万円未満 かつ 費用・損失：3,000万円未満	—
経過措置	法律の施行日に現に在任する全ての理事の任期が満了する日の翌日から適用	法律の施行日に現に在任する全ての監事の任期が満了する日の翌日から適用
設置時期への配慮 ● 適用除外について、決算において基準を超えることが判明した場合、その時点から設置義務が生じる。基準超えが予想される場合には、予め外部理事の設置及び選任をしておくなどの対応が求められる。 ● 突発的に基準を超えた法人が外部理事を選任することは容易ではなく、外部理事を認定基準とした趣旨を鑑みれば、適切な者を選任することが重要であることを踏まえ、外部理事の設置に係る監督については、法人の置かれた状況や諸般の事情を考慮して行うこととしている。（ガイドライン）		

業務執行理事以外の理事も対象